帰化許可申請のてびき

帰化許可申請書類を作成する前及び申請書に添付する書類を取り寄せる前に、てびきと併せて山形地方法務局のホームページの説明をお読みください。

帰化許可申請後に、次に掲げる例のように、申請内容や既に法務局の担当者に伝えている事項に変更が生じたとき、又は新たな予定等が生じたときは、<u>必ず、速やかに法務局の担当者に連絡してください(11ページ参照)。</u>

- 住所又は連絡先を変更したとき
- ■婚姻、離婚、出生、認知、死亡、養子縁組、離縁など身分関係に変動があったとき
- 在留資格や在留期限が変わったとき
- ■日本からの出国予定が生じたとき
- 日本からの出国後、再入国したとき
- 法令に違反する行為(交通違反を含む。)をしたとき
- 勤務先など、仕事関係が変わったとき
- その他法務局へ連絡する必要が生じたとき

帰化許可申請に関するお問い合わせは、最寄りの法務局又は地方法務局までお願いします。

法 務 省

目 次

第1	申請する前の注意事項
第2	申請書類作成の一般的な注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	帰化許可申請者が自分で作成する書類についての注意事項3
1	帰化許可申請書
2	親族の概要を記載した書面
3	履歴書・・・・・・・5
4	帰化の動機書 5
5	宣誓書
6	生計の概要を記載した書面
7	事業の概要を記載した書面
第 4	証明資料として官公署等から交付を受ける書類について······6
1	国籍証明書
2	身分関係を証する書面
3	国籍を有せず、又は日本の国籍を取得することによってその国の国籍を失うべきことの
蕌	E明書······8
4	居住歴を証する書面・・・・・8
5	運転記録証明書
6	資産・収入・納税に関する各種証明書 9
7	社会保険料の納付証明書・・・・・・9
8	その他の参考資料
第5	申請する際の注意事項
第6	申請した後の注意事項
国籍法	三(抄)
国籍法	:施行規則(抄)

記載例	• 14
別表 納税証明書等提出書類一覧表	• 23
〔参考〕法務省ホームページ	
https://www.moj.go.jp/	
\downarrow	
サイトマップ	
\downarrow	
○政策・審議会等	
国民の基本的な権利の実現	
\downarrow	
戸籍	
\downarrow	
・子の名に使える漢字	
法務局ホームページ	
https://houmukyoku.moj.go.jp/	
業務のご案内	
\downarrow	
○法務局の業務内容	
戸籍	

・戸籍統一文字情報(戸籍のオンライン手続に使用することを目的として公開している文字情報) ※戸籍統一文字情報については、トップ画面の「使い方」を参照の上、使用してください。

第1 申請する前の注意事項

このてびきは、帰化をしようとする人が帰化許可申請書類の作成又は取寄せをするためのてびきと して作成したものです。書類の作成又は取寄せをする際に、不明な点がありましたら法務局の担当者 に相談してください。

第2 申請書類作成の一般的な注意事項

- 1 用紙は、<u>日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)</u>で、紙質の丈夫なものを使用し、文字は、正確に、かつ、ていねいに記載してください。文字の記載を誤った場合は、取消線を引いた上、修正してください(修正テープ及び修正液の使用は不可)。
- 2 筆記具は<u>黒</u>インクの<u>ペン</u>又は<u>ボールペン</u>を用いることとし(いわゆる「消せるボールペン(フリクションペン)」での記載は不可)、鉛筆は使用しないでください。

動機書以外の書類は、パソコンを用いて作成しても差し支えありません。

- 3(1) <u>提出する書類は原則として2通です</u>が、1通は原本を提出してください。もう1通は写しでも結構です。
 - (2) 外国語で記載された書面には、別に<u>A 4 判の翻訳文(部分翻訳は不可)を付け、翻訳者の住所・氏名及び翻訳年月日</u>を記載してください。翻訳者については、正確に翻訳できる人であれば、申請者を含め、どなたでも結構です。
 - (3) 旅券 (パスポート) や免許証等のように<u>原本を提出できないものについては、写し(コピー</u> (拡大縮小不可)) を2部提出していただきます。この場合には、<u>提出する際に原本を持参</u>してください。法務局の担当者が、持参された原本と写しを照合し、確認後に原本をお返しします。
- 4 提出する書類には、事実をありのまま記載してください。

なお、記載すべきことを記載せず又は虚偽の記載があるときなど、調査に協力願えない場合は、 これにより許可されないことがありますので、注意してください。

- 5 人によって、提出する書類が異なりますので、法務局の担当者の指示に従ってください。
- 6 提出する書類は、ホームページの帰化相談必要書類の確認表の順序にそろえて提出してください。 数人分を一括して申請する場合でも、同種類(例えば数人分の申請書)ごとにまとめて提出してく ださい。

第3 帰化許可申請者が自分で作成する書類についての注意事項

- 1 帰化許可申請書(例1……14ページ参照)
 - (1) 申請書は、帰化をしようとする人ごとに作成します。代筆してもらっても結構ですが、できるだけ自分で記載してください。
 - (2) 申請年月日欄(帰化許可申請書の左上部)は、受付の際に記載していただきますので、空欄のままにしておいてください。
 - (3) 写真は、カラー・白黒どちらでも結構ですが、申請6か月前以内に撮影した、<u>5 cm×5 cm</u>の単身、無帽、正面上半身で、かつ、鮮明に写っているものを、<u>申請書に貼らずに2枚お持ちくださ</u>い。

<u>帰化をしようとする人が15歳未満のとき</u>は、父母などの法定代理人と一緒に撮影したものを 使用してください(右図参照)。

- (4) 国籍は、申請者が属している国名を記載してください。 (例) 韓国、中国、アメリカ合衆国
- (5) 出生地(生まれたところ、例・病院の所在地等)は、地番まで詳しく記載してください。地番等が不明な場合は、「以下不詳」と記載しても結構です。出生届書・出生証明書がある場合は、それを参考にしてください。

なお、居所(住所地のほかに寝泊まりするような所)があれば、住所の要領で記載してください。

- (7) 氏名は、氏、名の順序で漢字又はカタカナで記載し、氏名が漢字の場合は、ふりがなも付けてください。中国等の簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。
- (8) 通称名がある場合は、これまで使用した通称名を含め、その全部を記載してください。
- (9) 生年月日は、日本の年号(大正・昭和・平成・令和)で記載してください。生年月日を訂正したことがあるときは、訂正前のものをカッコ書きしてください。
- (10) 父母の氏名は、氏、名の順序で漢字・ひらがな又はカタカナで記載してください。<u>中国等の</u> 簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。

また、日本人父母の本籍は、地番まで記載してください。 父母の氏名又は父母との続柄が不明の場合は、該当欄に「不詳」と記載してください。

- (11) 帰化後の本籍及び氏名は、帰化が許可になった場合を予定して、あらかじめ記載していただくものです。いずれも自由に定めることができますが、次の点に注意してください。
 - ・ 帰化後の本籍は、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の 場合は「○丁目○番」(※○号は記載できません)と記載してください。

なお、実在しない町名、地番等は使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい 市区町村に確認してください。

- ・ 帰化後の名は、原則として常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな 又はカタカナ以外は使用できません(<u>帰化許可後の変更は原則として認められません</u>。)。 なお、帰化後の氏については、その他の正しい日本文字も使用することができます。
- ・ 夫婦又は日本国民の配偶者が申請する場合、帰化後の氏について夫又は妻のいずれの氏に よるかを()内に明記してください。
- (12) 申請者の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。 なお、申請者が 15 歳以上の場合にはご本人が署名し、申請者が 15 歳未満の場合には法定代 理人が次の要領により署名していただくことになります。

子 ○○が 15 歳未満につき 東京都中野区野方○丁目○番○号 親権者 父 ○○○○ 母 ○○○○

2 親族の概要を記載した書面 (例 2 · · · · · · 15 ■ 16 ページ参照)

- (1) 申請者を除いて記載してください。
- (2) この書面に記載する親族の範囲は、申請していない同居の親族のほか、申請者の配偶者(元配偶者を含む。)、親(養親を含む。)、子(養子を含む。)、兄弟姉妹、配偶者の両親、内縁の夫(妻)及び婚約者です。

なお、これらの親族については、死亡者についても記載してください。

- (3) 日本在住の親族と、外国在住の親族とに用紙を分けて作成してください。
- 3 履歴書(例3……17 18ページ参照)
 - (1) 申請者ごとに作成してください(15歳未満の人は不要)。
 - (2) 申請者の経歴を各項目ごとに区分し、出生の時から日付順に、空白期間のないよう詳しく記載してください。

職歴(本国での職歴や日本に入国した後に行ったアルバイト歴も含む。)については、具体的な職務内容も記載してください。

- (3) 重要な経歴については、以下に例示する証明資料を添付してください。
 - ア 卒業証明書又は卒業証書の写し
 - イ 在学証明書又は通知表の写し
 - ウ 在勤証明書
 - エ 自動車運転免許証の写し
 - オ 技能及び資格証明書(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、教員、理容師、美容師、建築士、 調理師その他免許を必要とする職業に従事している人は、その技能及び資格証明書又は免許証) の写し

4 帰化の動機書

- (1) 申請者ごとに申請者本人が、自筆してください (パソコンは不可)。 なお、15 歳未満の申請者については不要です。
- (2) 帰化をしたい理由(日本に入国するに至った経緯及び動機、日本での生活についての感想、日本に入国した後に行った社会貢献、本国に対する思い、帰化が許可された後において行うことを予定している社会貢献、帰化が許可された後における日本での生活の予定等)を具体的に自筆してください。

5 宣誓書

- (1) 宣誓の趣旨をよく理解して申請者ごとに作成します(15歳未満の人は不要)。
- (2) 受付の際に申請者本人に自筆で署名していただきますので、空欄のままにしておいてください。

6 生計の概要を記載した書面 (例 4 · · · · · · 19 ■ 20 ページ参照)

- (1) 申請者並びに配偶者及び生計を同じくする親族の収入・支出関係、資産関係などの所要事項を 具体的に記載してください。
- (2) 月収(手取り)は、申請の前月分について記載してください。
- (3) 世帯を異にする親族によって申請者の生計が維持されている場合は、収入欄にその親族からの収入について記載してください。
- (4) 不動産を所有している場合は、土地・建物の登記事項証明書を提出してください。
- (5) 日本以外の国に所有する不動産についても記載してください。

7 事業の概要を記載した書面 (例5 ……21 ページ参照)

- (1) 次の場合には、事業の内容などを具体的に記載してください。
 - ア 申請者又は申請者の生計を維持している配偶者その他の親族が個人で事業を営んでいるか、 あるいは、会社等の法人を経営している場合
 - イ 申請者が会社等の法人の役員その他の経営に従事している者である場合
 - ウ 共同で個人事業を経営している場合
 - エ 申請者の生計が、世帯を異にする配偶者その他の親族の収入で維持されている場合で、その 人が事業経営者である場合
- (2) 複数の事業を経営している場合には、一事業ごとに作成してください。
- (3) 確定申告書の控え、決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)等の写しを添付してください。
- (4) 会社等の法人を経営している場合には、その法人の登記事項証明書を添付してください。
- (5) 許可又は認可を要する事業を経営している人については、官公署の長が証明した証明書の写し を添付してください。

第4 証明資料として官公署等から交付を受ける書類について

1 国籍証明書

(1) 本国(国籍を持っている国のことをいいます。)の官憲(又は在日大使館等)が発行した国籍証明書を提出してください。有効期限のある国籍証明書は、法務局の担当者の指示があったときに提出してください。

(2) 韓国・朝鮮の人は、本国官憲発行の家族関係登録簿に基づく基本証明書を提出すれば足ります。 なお、家族関係登録簿に基づく基本証明書を提出することができないときは、家族関係登録簿 作成前の韓国・朝鮮の戸(除)籍謄本を提出してください。

また、家族関係登録簿作成前の韓国・朝鮮の戸(除)籍謄本も提出することができないときは、 申請者に係る身分事項の記載のある日本の戸(除)籍謄本、戸籍届書の記載事項証明書等を提出 してください。

(3) 旅券(パスポート)を所持している人は、所持している全ての旅券(パスポート)の写しを提出してください。

2 身分関係を証する書面

次のような本国の権限を有する官公署が発行した出生証明書・婚姻証明書・親族(親子)関係証明書その他の身分関係を証する書面を提出してください。

なお、身分関係を証する書面は、その人の親族関係により異なりますので、提出に当たっては法 務局担当者の指示に従ってください。

(1) 本国の戸(除)籍謄本(家族関係登録簿に基づく証明書(詳細))

身分関係を証する書面として、韓国・朝鮮の人は、家族関係登録簿に基づく証明書(基本証明書、家族関係証明書、婚姻関係証明書、入養関係証明書、親養子入養関係証明書、父母の家族関係証明書及び母の婚姻関係証明書の全て)、韓国・朝鮮の戸(除)籍謄本等を、中国(台湾)の人は台湾の戸(除)籍謄本を提出してください。

また、離婚歴がある人は、離婚事項の記載のある婚姻関係証明書又は戸(除)籍謄本を提出してください(部分謄本又は抄本不可)。

(2) 日本の戸(除)籍謄本(全部事項証明書)

次の各例の場合には、日本国民である人、あるいは日本国民であった人の日本の戸(除)籍謄本(全部事項証明書)が必要です。

なお、市区町村役場に戸(除)籍謄本等を請求する手続の詳細については、市区町村役場又は 法務局におたずねください。

- ア 申請者の配偶者(元配偶者、内縁関係を含む。)が日本国民であるとき
- イ 申請者の子(養子)が日本国民であるとき
- ウ 申請者の父母(養父母)が日本国民であるとき(養父母の場合は、養子縁組事項の記載があるものも含む。)
- エ 申請者が日本国民であった人の子(養子)であるとき(ただし、日本国籍喪失事項の記載があるもの)
- オ 申請者が日本の国籍を失った人であるとき (ただし、日本国籍喪失事項の記載があるもの)
- カ 申請者の親・兄弟姉妹・子の中で帰化又は国籍取得をした人がいるとき(ただし、帰化事項 又は国籍取得事項の記載があるもの)
- (3) 申請者が日本において出生し、また、婚姻、離婚、養子縁組等をしているとき、及び父母等が日本において婚姻、離婚、死亡しているときは、次の証明資料が必要です。

- ア 出生届の記載事項証明書(本人及び兄弟姉妹の出生届の記載事項証明書)
- イ 死亡届の記載事項証明書(夫及び兄弟姉妹の死亡届の記載事項証明書)
- ウ婚姻届の記載事項証明書
- エ 離婚届の記載事項証明書(裁判離婚の場合は、調停調書、和解調書、認諾調書の謄本又は確 定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本等も必要です。)
- オ 親権者変更届等の記載事項証明書(裁判離婚の場合は、調停調書、和解調書、認諾調書の謄本又は確定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本等も必要です。)
- カ 養子縁組届の記載事項証明書
- キ 認知届の記載事項証明書
- ク 就籍の審判書
- (注) 上記ア~クについての届出事項の記載のある日本の戸(除)籍謄本(全部事項証明書)を 添付した場合は、原則として証明資料の提出は不要です。
- (4) 本国(又は外国)の出生、婚姻、離婚、親族関係その他の証明書(公証書)離婚、親権について裁判をしている場合は、確定証明書のついた審判書又は判決書の謄本が必要です。

3 国籍を有せず、又は日本の国籍を取得することによってその国の国籍を失うべきことの証明書

<u>法務局担当者の指示があった場合には、</u>本国の官憲(又は在日大使館等)が発行した、本国の国籍を喪失(離脱)した旨の証明書又は日本の国籍(外国の国籍)を取得したときは本国の国籍を喪失する旨の証明書を提出してください。

なお、申請者の国籍が、本国法によって、日本国に帰化すれば当然にその国籍を失うことが明ら かである法制を採る国(例えば、韓国等)の場合は不要です。

4 居住歴を証する書面

次のとおり住所地の市区町村長が発行した住民票の写し等を提出してください(個人番号(マイナンバー)、住民票コードが記載されていないものを提出してください。)。

(1) 申請者は、氏名(通称名を含む。)、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間 の満了日、在留カード番号(特別永住者証明書番号を含む。)及び法定の住所期間内の居住歴が 記載された住民票の写しを提出してください。

なお、氏名又は生年月日を訂正しているときは、訂正前の事項とその訂正年月日が記載された ものを提出してください。

- (2) 申請者の同居者((3)に該当する人を除く。)は、住民票の写しを提出してください。 なお、申請者の同居者が外国人であるときは、氏名(通称名を含む。)、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日及び在留カード番号(特別永住者証明書番号を含む。)が記載された住民票の写しを提出してください。
- (3) 申請者の配偶者 (元配偶者を含む。) は、婚姻期間中の居住歴が記載された住民票の写し(又は戸籍の附票の写し)を提出してください。

なお、申請者の配偶者が外国人であるときは、婚姻期間中の居住歴のほか、氏名(通称名を含

む。)、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日及び在留カード番号(特別永住者証明書番号を含む。)が記載された住民票の写しを提出してください。

また、申請者と内縁関係にある人については、原則として現在の住民票の写しを提出してください。

5 運転記録証明書

自動車運転免許証を持っている人は、自動車安全運転センターが発行した過去5年間の運転記録 証明書を提出してください。

なお、帰化申請の結果が出るまでの間に再度提出していただく場合があります。

また、自動車運転免許証が失効した人、取り消された人は、運転免許経歴証明書を提出してください。

6 資産・収入・納税に関する各種証明書

(1) 収入関係

ア 在勤及び給与証明書 (例7……22ページ参照)

申請者及び配偶者並びに生計を同じくする親族が、給与、報酬等の収入により生活している場合に提出してください。

勤務先の代表者か給与の支払責任者が作成したものを提出してください。

職種は、具体的な職務内容まで記載してもらってください。

イ 源泉徴収票

権限を有する者が証明したもので、直近1年分を提出してください。

ウ 許認可証明書(事業免許等)

許可又は認可を要する事業を営む人は、許可又は認可をした官公署の長が発行した証明書又はその写しを提出してください。

- エ 会社等法人の登記事項証明書
- (2) 資産関係

ア 土地・建物の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し

イ 預貯金通帳の写し又は銀行、郵便局等で証明を受けた預貯金現在高証明書

(3) 課税証明書、納税証明書、確定申告書の控え等

給与所得者又は事業経営者(法人・個人)によって異なりますので、「別表 2 納税証明書等提出書類一覧表」(26ページ参照)に基づき、必要書類を提出してください。

なお、課税されていない場合には、課税されていないことを証明する書類を提出してください。

7 社会保険料の納付証明書

(1) 公的年金保険料の納付証明書

ア(ア) 申請者が第1号被保険者であるときは、日本年金機構が発行したねんきん定期便、年金保 険料の領収書等の写し(直近1年分)を提出してください。

- (イ) 申請者が世帯主であって、同一世帯に第1号被保険者がいるときは、第1号被保険者のねんきん定期便、年金保険料の領収書等の写し(直近1年分)を提出してください。
- (ウ) 申請者の配偶者が第1号被保険者であるときは、配偶者のねんきん定期便、年金保険料の 領収書等の写し(直近1年分)を提出してください。
- イ 申請者が厚生年金保険法に定める適用事業所の事業主であるときは、年金事務所が発行した 年金保険料の領収書等の写し(直近1年分)を提出してください。

(2) 公的医療保険料の納付証明書

- ア 申請者が世帯主であって、同一世帯に国民健康保険の被保険者がいるときは、市区町村が発 行した国民健康保険料納付証明書等(直近1年分)を提出してください。
- イ(ア) 申請者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、日本年金機構が発行した公的年金等の源泉徴収票(直近の分)又は市区町村が発行した後期高齢者医療保険料の領収書等の写し (直近1年分)を提出してください。
 - (イ) 申請者が世帯主であって、同一世帯に後期高齢者医療の被保険者がいるときは、後期高齢者医療の被保険者の公的年金等の源泉徴収票(直近の分)又は後期高齢者医療保険料の領収書等の写し(直近1年分)を提出してください。
 - (ウ) 申請者の配偶者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、配偶者の公的年金等の源泉徴収票(直近の分)又は後期高齢者医療保険料の領収書等の写し(直近1年分)を提出してください。
- ウ 申請者が健康保険法に定める適用事業所の事業主であるときは、年金事務所等が発行した健 康保険料の領収書等の写し(直近1年分)を提出してください。

(3) 介護保険料の納付証明書

- ア 申請者が65歳以上であるときは、日本年金機構が発行した公的年金等の源泉徴収票(直近の分)又は市区町村が発行した介護保険料納付証明書等(直近1年分)を提出してください。
- イ 申請者が世帯主であって、同一世帯に65歳以上の人がいるときは、65歳以上の人の公的年金 等の源泉徴収票(直近の分)又は介護保険料納付証明書等(直近1年分)を提出してください。
- ウ 申請者の配偶者が65歳以上であるときは、配偶者の公的年金等の源泉徴収票(直近の分)又は 介護保険料納付証明書等(直近1年分)を提出してください。
- ※申請者を扶養する人が(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、申請者を扶養する人の 社会保険料の納付証明書についても提出してください。
- ※(1)から(3)までのいずれの場合においても、基礎年金番号、ねんきん定期便の照会番号、アクセスキー、被保険者証の保険者番号、被保険者記号・番号が記載されているものを提出する場合には、マスキングの措置を講じた写しを提出してください。

8 その他の参考資料

法務局の担当者から指示があった場合は、その指示に従ってください (例えば、スナップ写真・ 診断書・感謝状などが必要となる場合があります。)。

> 申請書類を提出する場合は、記載事項に誤りがないか、指示された提出 書類が不足していないか、よく確認してください。

第5 申請する際の注意事項

- 1 申請する際は、書類を郵送したりすることなく、申請者の住所地を管轄する法務局・地方法務局 へ申請者全員(15歳未満の人については、法定代理人)が自ら出向いて提出してください。
- 2 法務局の担当者と約束がない場合は、担当者が不在となることもありますので、出向く前に必ず 電話で予約をしてください。
- 3 旅券 (パスポート) や自動車運転免許証等、原本が提出できないものについては、その写し (コピー (拡大縮小不可)) を 2 部提出していただきますが、その際には原本との照合が必要となりますので、必ず原本をお持ちください。

第6 申請した後の注意事項

帰化許可申請後に、次に掲げる例のように、申請内容や既に法務局の担当者に伝えている事項に変 更が生じたとき、又は新たな予定等が生じたときは、<u>必ず、速やかに</u>法務局の担当者に連絡してくだ さい。

- (1) 住所又は連絡先が変わったとき(住所変更届の例……24ページ参照)
- (2) 婚姻・離婚・出生・認知・死亡・養子縁組・離縁など身分関係に変動があったとき
- (3) 在留資格や在留期限が変わったとき
- (4) 日本からの出国予定(再入国予定を含む。)が生じたとき及び再入国したとき
- (5) 法令に違反する行為をしたとき(交通違反を含む。)
- (6) 仕事関係(勤務先等)が変わったとき
- (7) その他法務局へ連絡する必要が生じたとき(新たな免許資格の取得等があったとき等)
- ※ 追加書類を郵送するときは、必ず帰化申請の「受付年月日、受付番号」を書いてください。 なお、封筒の宛名には、法務局の担当課(係)を書いてください。

国籍法(抄)

- 第4条(帰化) 日本国民でない者(以下「外国人」という。)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。
- 2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。
- 第5条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。
 - 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
 - 二 十八歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
 - 三 素行が善良であること。
 - 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
 - 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
 - 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しく はこれに加入したことがないこと。
- 2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国 民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件 を備えないときでも、帰化を許可することができる。
- 第6条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その 者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。
 - 一 日本国民であつた者の子(養子を除く。)で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの
 - 二 日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母(養 父母を除く。)が日本で生まれたもの
 - 三 引き続き十年以上日本に居所を有する者
- 第7条 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本 に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備え ないときでも、帰化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経 過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。

- 第8条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二 号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。
 - 一 日本国民の子(養子を除く。)で日本に住所を有するもの
 - 二 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であったもの
 - 三 日本の国籍を失つた者(日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。)で日本に住所を有するもの
 - 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所 を有するもの
- 第11条 (国籍の喪失) 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を 失う。
- 2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

国籍法施行規則(抄)

- **第2条(帰化の許可の申請)** 帰化の許可の申請は、帰化をしようとする者の住所地を管轄する法務局 又は地方法務局の長を経由してしなければならない。
- 2 前項の申請は、申請をしようとする者が自ら法務局又は地方法務局に出頭して、書面によつてしなければならない。
- 3 申請書には、次の事項を記載して申請をする者が署名し、帰化に必要な条件を備えていることを証するに足りる書類を添付しなければならない。
 - 一 帰化をしようとする者の氏名、現に有する国籍、出生の年月日及び場所、住所並びに男女の別
 - 二 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
 - 三 帰化の許否に関し参考となるべき事項
- **第5条(訳文の添付)** 届書又は申請書の添付書類が外国語によつて作成されているときは、その書類 に翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

J	帚化許	可申	請書	ŧ										
	令和	年	月	日	<	— (<u>}</u>	主) 2				帰化をし	ようと	する者の	の写
法	務大	臣	殿								(申請日			
	本国に帰		" > 4		聿粨を	派ラア	申書しま	: -			した5cm 面上半身		身、無中	冒、
	国籍		 国		百炽乙		中 明 しょ	. 9 0			.ш.т. г. д	•> 0 •>)		
	出生地			 出去消	亚阻尹	 ドナ .1:	面安全	田○乗	bh		15歳未満	の場合に	は、法別	定代
帰化	住所							王〇街		理	人と一緒	に撮影し	た写真	
化をし	(居所)	•		区野方 301 号		□●	· ○ 亏				(令和〇:	年〇月()日撮影	<u>;</u>)
しようとする者	(よみた	nた)		ŧ	h		h	ゅうさ	<u> </u>	通	関	口	- 竜	 作
とすっ	氏	名	氏	,			名) }	**************************************		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		郎
者	11,	泊		3				竜 /	作	名	金	山	一竜	作
	生月	年日	大・(習・平	• 令 3!	5 年	4 月 18	8 日生	父統	母との 柄	長		(男 女
	在 留 カ ー 特別永住者記		Е	F	1	2	3	4	5	6	7	8	G	Н
 父	D :	Ø			2	Ž.				<u>'</u>	ţ	}		
氏	17.	名	氏	金。	Ц	名	继	幸	氏	崔		名	順百	有
 父 本	母 籍又は	の 国籍	大图	饭市中	央区名	5町()丁目()番			韓	国		
—— 養	 父 母	の									 養];		
氏	74 13	名	氏			名			氏			名		
※ 才	養子縁組をし 場合、記入す	ている ること				 								
	父 籍 又は													
帰の	化本	後 籍	東京	都中野	区野力	7〇丁	'目○番		,					
帰	化	後	氏		`		`		名		$\overline{}$			
の	氏	名			<i>)</i>		(夫(0氏)			<i></i>			
法	請者の 定代理 所、資格	$\lambda O \mid$					での受付ってください				きます。			
	二記署名に	は自筆し	たもの	つであり)、申請	 青者は	写真等	- 相違な		とを確け担当				
電話	5連絡先	自宅	C	3 (0000	0) 0000		勤務先	03 (0000)	0000	携帯	090	(0000)	0000

- (注)1
- 申請書に記載する文字は、漢字、ひらがな、カタカナ及びアラビア数字のみとし、<u>英字(アルファベット)では記載しないこと。</u> 「申請年月日」及び「申請者の署名又は法定代理人の住所、資格及び署名」欄については、申請の受付の際に記載するので、あらかじめ記載しないこと。
 - 3 申請者が15歳未満である場合には、その法定代理人が署名すること。
- 確認欄については、記載しないこと。 氏名は、氏、名の順序で記載し、氏名が漢字の場合は、よみかたも記載すること。中国等における簡略体漢字については、日本の正字に 引き直して記載すること。

例2の1:日本在住の親族分 5ページ参照

	親族の概	要	(居住地区:	分╱■日本 □外国)	交際状況等
続柄	氏 名 生年月日	年齢	職業	住 所 ※死亡している場合は、住所の記載に代え、死亡日を記載	①交際の有無、②帰化意 思の有無、③申請者の帰 化に対する意見、④その 他(電話番号、帰化申請 日、帰化日など)
妻	姜 和 子 昭和40年9月10日	58 Ė	無職	同居 (口年月日亡)	①交際 /■有 □無 ②帰化意思/□有 ■無 ③意見/■賛成 □反対 □特になし Tm 03 - 0000 - 0000 年 月 日船・輔
父	金山継達 昭和5年1月3日生	94	無職	大阪市生野区〇〇町 2丁目〇番〇〇号 (□ 年 月 日亡)	①交際 /■有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ③意見/■賛成 □反対 □特になし Tm 06 - 0000 - 0000 平成29年7月1日紀 輔
母	崔 順 南 昭和11年3月5日生			(■平成5年3月16日亡)	①交際 /□有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ③意見/□賛成 □反対 □特になし Th ー 年 月 日靴・輔
長女	金 信 子 平成9年5月26日2	27 E	大学生	広島市中区○○町 3丁目 68番地 (□ 年 月 日亡)	①交際 /■有 □無 ②帰化意思/■有 □無 ③意見/■賛成 □反対 □特になし Tm 082 - 0000 - 0000 年 月 日船・輔
妻の父	姜 慶 柱 昭和10年12月28日	88 ±	無職	京都府舞鶴市〇〇町 18番地3 (□ 年 月 日亡)	①交際 /■有 □無 ②帰化意思/□有 ■無 ③意見/□賛成 □反対 ■特になし Tm 0773 - 0000 - 0000 年 月 日船・輔
妻の母	鄭 美 美 昭和13年7月25日2	85 Ė	無職	同上(口年月日亡)	①交際 /■有 □無 ②帰化意思/□有 ■無 ③意見/□賛成 □反対 ■特になし TLL 年 月 日靴・輔

- (注)1 申請者を除いて記載する。
 - 2 この書面に記載する親族の範囲は、申請をしていない「同居の親族」のほか、申請者の「配偶者(元配偶者を含む。)」、「親(養親を含む。)」、「子(養子を含む。)」、「兄弟姉妹」、「配偶者の両親」、「内縁の夫(妻)」及び「婚約者」である。なお、これらの親族については、死亡者についても記載する。
 - 3 この書面は、日本在住の親族と外国在住の親族とに用紙を分けて作成する。

例2の2:外国在住の親族分 5ページ参照

	親族の概	要	(居住地区:	分/□日本 ■外国) 交際状況等
続柄	氏 名 生年月日	年齢	職業	住 所
兄	金 本 昌 明 昭和30年8月7日生	68	会社員	①交際 /■有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ③意見/■賛成 □反対 □特になし □ 年 月 日亡) 平成 18 年 5 月 28 日 帰い 輔
姉	金 昌 美 昭和32年4月1日生			①交際 /□有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ③意見/□賛成 □反対 □特になし 1m 年 月 日帆・輔
妹	金 恵 朱 昭和41年7月2日生	57	不明	①交際 /□有 ■無 ②帰化意思/□有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ③意見/□賛成 □反対 □特になし □ ー ー 年 月 日亡) 年 月 日船・輔
妹	金 昌 達 昭和43年9月1日生	55	米国○○銀行員	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロスアンジェルス市○○通1234 ①交際 /■有 □無 ①寿に意思/□有 □無 ③意見/■賛成 □反対□特になし □特になし 下風 年月日前 年月日州・輔
	年 月 日生			①交際 /□有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ③意見/□賛成 □反対 □特になし TEL — — (□ 年 月 日亡) 年 月 日船・輔
	年 月 日生			①交際 /□有 □無 ②帰化意思/□有 □無 ③意見/□賛成 □反対 □特になし TL 年 月 日船・輔

- (注)1 申請者を除いて記載する。
 - 2 この書面に記載する親族の範囲は、申請をしていない「同居の親族」のほか、申請者の「配偶者(元配偶者を含む。)」、「親(養親を含む。)」、「子(養子を含む。)」、「兄弟姉妹」、「配偶者の両親」、「内縁の夫(妻)」及び「婚約者」である。なお、これらの親族については、死亡者についても記載する。
 - 3 この書面は、日本在住の親族と外国在住の親族とに用紙を分けて作成する。

例3:5ページ参照

	履		書	氏			金		竜	作	.			
		(そ	· の 1)	名			1							
年	月	目	居	住	関	係	学	歷•	職	歴	身	分	関	係
昭35	4	18	大韓民国慶尚 安全里〇番地		晋陽郡文山面						出生			
40	9	2	父母と渡日、 ○番地(51.		市戸塚区幸町 で)									
42	4	1					市立	五幸小	学校	入学				
48	3	1 1 1 1 1					同校立	卒業						
11	4	 	引っ越しを	してい	いない場合はここ	こは空欄	市立	第一中	'学校	入学				
51	3	1					同校	卒業						
11	4	 	東京都新宿区 に移転(61.		-○丁目○番地 で)		私立村入学	公木高	等学	校				
54	3						同校立	卒業						
11	4	 	引っ越しを	してい	いない場合はここ	こは空欄	昭和学業	食品 (; 坦当	株)入	社				
61	9		東京都北区東 に移転(平5		·○丁目○番地 まで)						韓国	人姜	和子	と事
62	8	20									上記婚姻			
平5	3	16	引っ越しを	してい	いない場合はここ	こは空欄					母死	亡		
11	9	1			·○丁目○番○· 号室に移転(現る									
7	3	 					前記: 平10.3 でアル	会社退 3月まで バイト	職(株)石	山工業				
9	5	26									長女 信子	出生		
10	4	1	引っ越しを	してい	いない場合はここ	こは空欄	東京	寿商事 坦当	(株)	入社				
22	4	1						営業部		課長				

- (注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。
 - 2 履歴事項については、古い年代のものから漏れなく記載する。例えば、学歴については、転校、 中途退学、卒業の学部等についても記載し、職歴(本国での職歴や日本に入国した後に行った <u>アルバイト歴</u>も含む。)については、勤務先だけでなく、担当した職種についても記載する。 また、身分関係については、父母の死亡及び事実婚についても記載する。
 - 3 用紙が不足する場合には、同一用紙を用いて記載する。
 - 4 この書面は、申請者ごとに作成するが、15歳未満のものについては、作成することを要しない。

履履	胚	書	氏		金 竜	作
	(そ	Ø 2)	名			• •
	回数	期	間	日数	渡 航 先	目的、同行者等
	1	平 29 年 ~ 29 年 *	10月16日10月21日	6	香 港	会社の同僚と 観光旅行
	2	平 30 年 ~ 30 年	1 月 19 日 1 月 25 日	7	中国	会社の上司と出張
	3	1	2 月 3 日 2 月 10 日	8	中国	会社の部下と出張
	4	平 30 年 ~ 30 年		20	中国	同上
出入国歴	5	年 ~ 年	月 月 日			
(最近○年間)	6	年 ~ 年	月日月日			
	7	年 ~ 年	月日月日			
	8	年 ~ 年	月 月 日			
	9	年 ~ 年	月 月 月			
	10	年 ~ 年	月日月日			
	ή	総 出 国	日数	41		
技 能 資 格		(免許証	E番号第 30 ○	1600	●自動車運転免○○○○○号試験N1レベ)
使用言語		(例)韓日	国・朝鮮語、ロ	中国広東	語	
賞 罰			1. 3駐車違反 2. 8速度違反			
確 認 欄						

I IT.

- (注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。
 - 2 出入国歴については、法定住所期間におけるものを記載する。ただし、最短でも最近1年間の出入国歴を記載する。

なお、出入国歴欄が足りない場合には、出入国歴表(付録第22号様式)に記載する。

- 3 使用言語欄については、本国における親族・友人との間で主に使用している日本語以外の言語を記載する。
- 4 賞罰欄については、過去から現在までの全てのものを記載する。
- 5 確認欄については、記載しない。

の 概 要 (その1) (令和〇〇年〇〇月〇〇日作成) 生 計 氏 名 月 収 (円) 種 \blacksquare 備 考 作 金 竜 284,126 給料 ((株)○○) 平10.4から勤務 収 事業収入 金 竜 作 65,000 (建物賃貸収入) 子 姜 和 64,000 給料 (栄食品パート) 平20.1 から勤務 入 計 413,126 合 考 支 出 科 Ħ 金 額 (円) 備 費 120,000 食 費 97,500 家賃(管理費等を含む) 住 居 支 教 育 費 33,000 返 済 28,500 金 生命保険等掛金 30,000 70,000 預 貯 金 光熱・水道代、医療費等 そ \mathcal{O} 他 34,126 出 合 計 413,126 借入の目的 借 先 残 額 完 済 予 定 入 主 ○○銀行○○支店 自動車購入 1,458,000 令5.1 な 負 債

- (注) 1 世帯を同じくする家族ごとに作成する。
 - 2 月収額については、申請時の前月分について、その手取額を記載する。
 - 3 収入の種目欄については、給与、事業収入、年金等の別を記載する。
 - 4 収入が世帯を異にする親族等からの仕送りによる場合には、月収欄に送金額を、種目欄に 仕送りである旨を、備考欄に仕送人の氏名及び申請者との関係を、それぞれ記載する。
 - 5 収入の合計額の欄の額と支出の合計額の欄の額は合致するよう記載する。

計の概要(その2)

	 種	類	 面	 積	時	——— 価	 等	名		———— 人
不	7里	规		/[貝	HZ		- 7	7		<u> </u>
動	(在日不動産) 宅地 共同住宅		495	m ^²	時価3	3,600 7	万円程度	金竜	作名義	
到	鉄筋コンクリー	- 卜造	76	m [*]	時価3	3,000 7	7円程度	金竜	作、姜	和子名義
産	(在外不動産) 宅地		130	m ^²	時価	800万	万円程度	金山	継達名	分義
	預	入	5	t	名	義	人	金	額	(円)
預	○○銀行○○支	店			金	竜	作		2,00	0,000
	ゆうちょ銀行○)○店			姜	. 和	1 子		50	0,000
貯										
金										
	種	類	評	価	;	額	名	3 義	人	等
株券	株券	3,000 梢	ト 時価	120 7	万円程	度	金	竜	作	
•	社债等	100 =	時価	240 7			姜	和	子	
社債等	ゴルフ会員権	1 =	7 時価	300 7	7円程	度	金	竜	作	
高	種	類	評	価	:	額	名	3 義	人	等
価	貴金属 普通自動車		時価 時価	300 7 350 7			姜金	和竜	子作	
な	(クラウン 201	5年式 000cc)							•	
動	٥,٠	<i>3</i> 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3								
産										

高価な動産欄については、おおむね100万円以上のものを記載する。 不動産については、国外にあるものも記載する。 (注) 1

	事	業	の	概	要		対象とた 期	なる 間	令和○	○年 ○ 月 令		9年〇〇月
商	号 等	(株) ()()]	L務店			所	在	東京都口	中央区茅場町	J(0-0
開業	美年月日	平成	21 年	月 10 月	1 1	3	経営	者	○ ○ ○ ○ □ 申請者との関係(兄			
				材の販売			許認可 <i>0</i> 月日番号		平成 2 第2×	1.5.7般 80号	t-04	(確認欄)
営業	ぎの内容 しょうしょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	2 建	汶 上。	事の請負			営業資	本			1	,000 万円
							従業員	、数		8名	(内専	従者 1 名)
事業	美用財産	店舗(木造	2 階建)、	小型夕	゛ンゔ	プカー1台	\$\ \ 4\	型トラッ	ック2台、	ブルド	ーザー1台
売	上高			5,	435 万	円	営業外費	費用				万円
売	上原価			2,	250 万	円	特別利	益				万円
販	売費等			2,	765 万	円	特別損	失				万円
営業	美外収益 ()			7万	円	利	益		427 万円(利		益率 7 %)	
	借入	年 月	借	入	先	借	計入額(万	円)	期末残	えて (万円)	返》	斉の方法
負	平成	25 10	00	○銀行			8	800		310	毎月	5 万円
	平成	29 3	00)信用金/	車		1,C	000		480	毎月	10万円
	平成	29 4	山	田一	夫		2	200		50		随意
債		1 1 1 1 1 1										
		! ! ! !		_								
借力返	、の理由及 済 状		紫準(構並びに	事業拡	張の	ため借り	入れ	、遅滞な	なく返済し	ている	, 5 ₀
取	名称又	は代表者	名	所	在	電	話番号		取引額 万円)	 取引の内 	容	取引期間
	(株) 清	赤 水製作	听	東京都太 大森西〇	田区一〇	362	21-423×	1	,880	建設資材の 仕入れ		開業時から
引	日						23-771×		540	その他の材 仕入れ	料の	//
	(株) 大木建設 東京都目黒区 33							2	2,900	建設工事		"
先	大洋興	産(株)		東京都太 羽田〇一		332	26-789×	2	2,600	"		5年
備考	取引銀行)支点	善 、○○釒	限行○○)支店	5				•	

- (注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。
 - 2 この書面は、複数の事業を経営している場合には、1事業ごとに作成する。
 - 3 個人事業については前年分について、法人については直近の決算期について、それぞれ作成する。
 - 4 確認欄については、記載しない。

在勤及び給与証明書

所 東京都中野区野方○丁目○番○号メゾン○○301号室 住

平成 35年4月18日生 名 金 竜作 氏

第一営業部販売課長 職 種 (具体的に)

昭和 上記の者は平成10年4月1日に

当社に入社し、現在、第一営業部販売課に勤務し、下記の給与を支給していることを証明します。

令和OO年O月O日

東京都千代田区外神田〇丁目〇番〇号 東京寿商事株式会社 代表取締役 中村 栄造

印

	-					給	与		関	係					
					令	和	00	年	0	月	分				
	#		+			∜ ∧	月	給						260,00	00円
	基		本			給	日	給	(1カ	月支約	合額)			円
支	時	間	外	勤	務	手	当							16,00	00円
	家		族		手		当							12,00	00円
給	勤	務		地		手	当								円
	そ	0)	他		Ø	手	当							28,00	00円
額	交			通			費							6,20	00円
()															円
				計										322,20	00円
	源	泉		所	,	得	税							11,00	00円
控	市	区	町		村	民	税							12,30	00円
	健		康		保		険							8,40	00円
除	厚		生		年		金							6,50	00円
額															円
				計										38,20	00円
	差引	支 給	額											284,00	00円
	備考	賞与	は年2	回6	力月分	支給									

別表 納稅証明書等提出書類一覧表

				形		態		
	対	請	給	与 所 得	者	事業	圣営者	
提出書類の種類	象期	求	源泉徴収さ	源泉徴収さ れていない ため確定申	2 か所以上 から給与を 得ている人、	法 人 (取締役・	個人	その他 の人
	間	先	れている人	告をしてい る人	給与が年間 で2,000万円 を超える人	監査役 も含む)		
源泉徴収票		勤	©	0	©			
都道府県、市区町村 民税の課税証明書又 は非課税証明書(総 所得金額の記載のあ るもの)		都市	©	©	©		©	0
都道府県・市区町村 民税の納税証明書		都市	©	0	0		0	
法人都道府県民税の 納税証明書		都				©		
法人市区町村民税の 納税証明書		市				0		
事業税の納税証明書		都				©	©	
法人税の納税証明書 (その1、その2)		税				©		
個人の所得税の納税 証明書(その1、そ の2)		税		©	0		©	
消費税の納税証明書		税				©	©	
確定申告書の控え (別表、決算報告書、 青色申告決算書、収 支内訳書)				0	0	©	©	
源泉徴収簿の写し及 び納付書の写し		勤				©		

- (注) 1 本表は、申請者が納税対象者となるときの表です。上記表の各形態いずれにも該当する人 については、該当する全ての書類を提出してください。
 - 2 対象期間は、担当者の指示に従ってください。
 - 3 請求先欄は、「勤」は勤務先、「市」は市区町村役場、「都」は都道府県税事務所、「税」は 税務署を表します。
 - 4 申請者と生計を同じくする配偶者その他の親族については、担当者の指示に従ってください。
 - 5 申請者が源泉徴収義務がある個人事業経営者である場合、最近1年分の徴収金の納付書及 び領収書の写しを提出してください。

住所変更届の例

住所変更届

令和 年 月 日

法務大臣 殿

住 所

氏 名

このたび、下記のとおり令和 年 月 日に変更しましたので、変更後の住民票の写し 及び変更先の略図を添えてお届けします。

記

旧 住 所

新 住 所

電話番号

変更の事由